

# 道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き

## 1. 手引きの趣旨

無電柱化法第12条前段に基づき、道路の新設、改築又は修繕に関する事業が実施される場合は、これらの事業を踏まえつつ、電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされており、「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号。以下「通達」という。）及び、「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」（平成31年4月1日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）が通知された。

本手引きは、通達及び事務連絡を踏まえ、道路事業及びこれに類する事業（道路管理者以外の者が道路法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業）に併せた無電柱化を推進するための具体的な運用に関する参考資料である。なお、「4. 施工者等との事前協議について」は、市街地開発事業等についての記述である。

## 2. 地下埋設の困難性への該当性について [通達3、事務連絡1 関連]

### ① 道路を掘削する工事における掘削等の深さについて

[通達3（1）、事務連絡1（1） 関連]

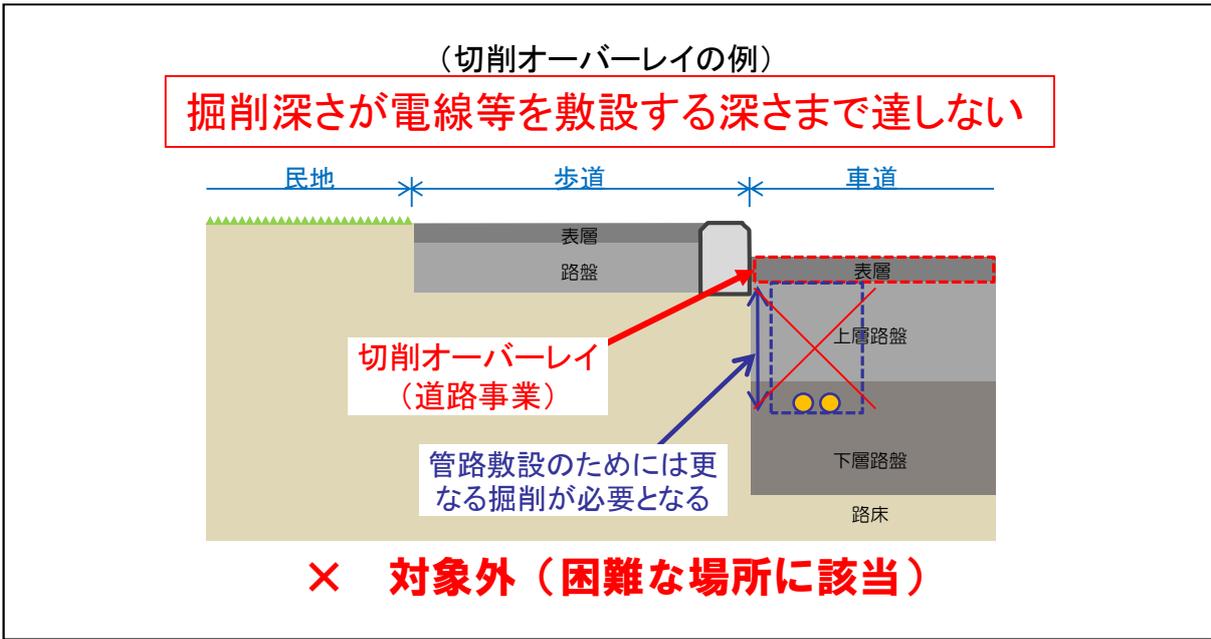
#### 通達

(1)道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所

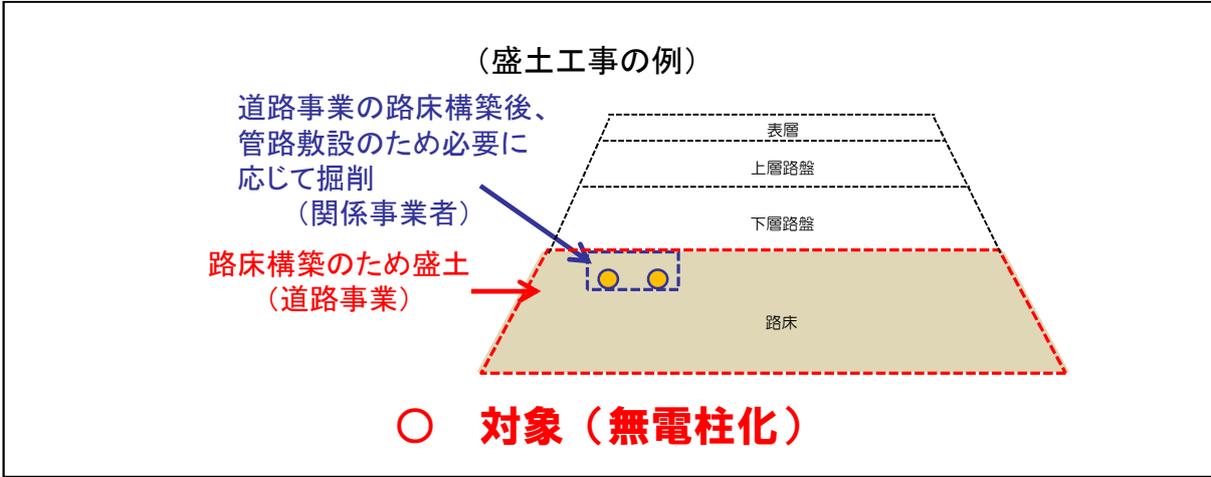
#### 事務連絡

(1)通達3(1)の「掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所」とは、切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べて極めて小さいと認められる場所とする。

- ・「切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べ極めて小さいと認められる場所」とは、例えば切削オーバーレイを行う場合のように、掘削の深さが管路の敷設される層の天端よりも浅い場所である（図-1 参照）。
- ・また、盛土工事を行う場所については、一般的に管路を敷設することは可能であり、技術上困難な場合には該当しない（図-2 参照）。



[図-1 掘削の深さが電線を埋設する深さに比べ極めて小さいと認められる場所の例]



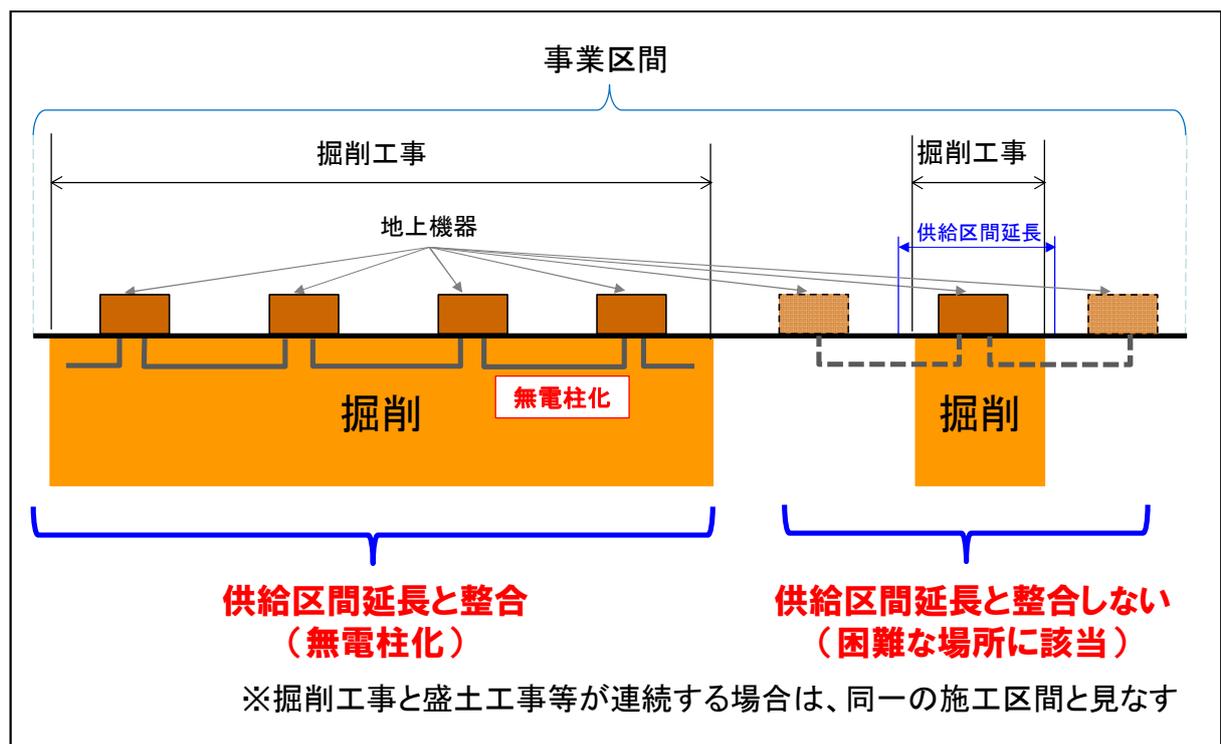
[図-2 盛土工事の例]

②施工区間延長の考え方について [通達3(2)、事務連絡1(2) 関連]

<p>通達</p> <p>(2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所</p>
<p>事務連絡</p> <p>(2) 通達3(2)の「各地上機器の供給区間延長と整合しない場所」とは、概ね1器の地上機器の供給区間延長を超えない施工区間延長の工事と認められる場所であり、当該供給区間延長は、地上機器の容量や沿道の電力需要等により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。</p>

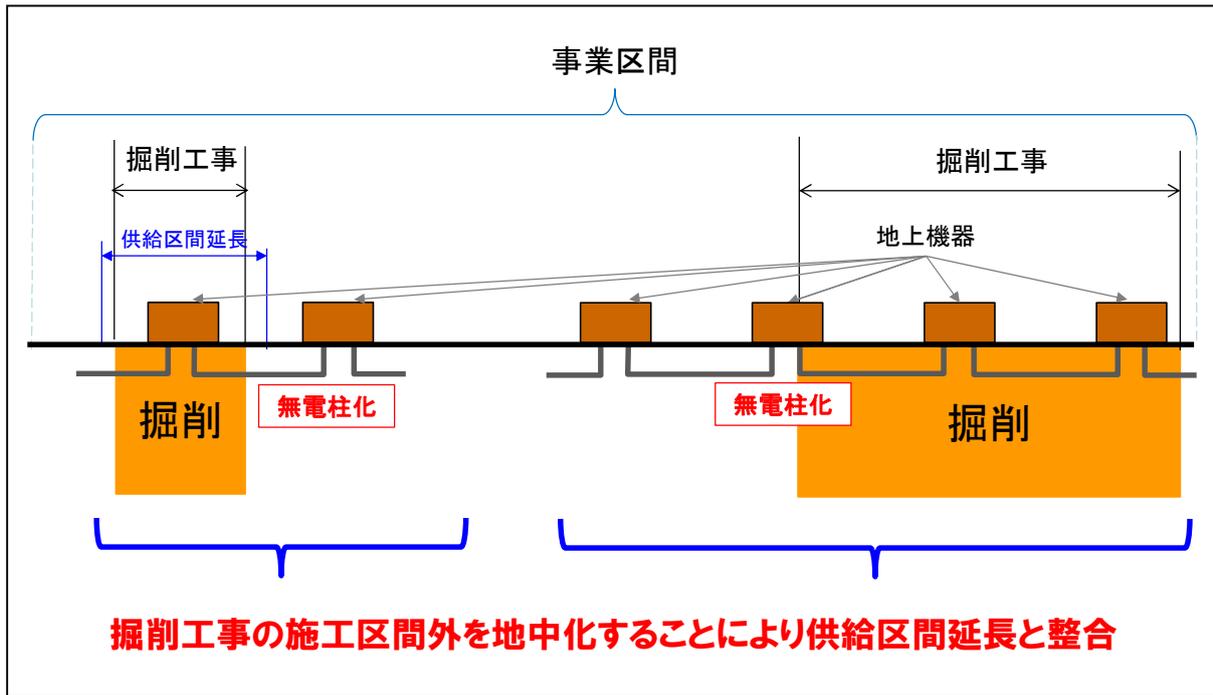
※関係事業者：道路上の電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の設置及び管理を行う事業者（以下同じ。）

- ・道路を掘削する工事の施工区間については、該当する道路事業の中で、連続的に掘削する区間を一つの施工区間単位として判断する（図-3 参照）。



[図-3 施工区間の考え方]

- ・なお、通信系の特殊部についても、設置が困難となる最小の設置間隔を超えない施工区間延長の工事と認められる場合は技術上困難であると考えられ、その設置間隔は、現地の状況により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。
- ・また、関係事業者が道路事業に併せて施工区間外を地中化することにより地上機器の供給区間長と整合を図り、無電柱化できる可能性もある（図-4 参照）。



[図-4 施工区間外の追加による無電柱化]

### ③ 占用が想定される関係事業者への通知について

[通達3(3)、事務連絡1(3) 関連]

#### 通達

(3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

#### 事務連絡

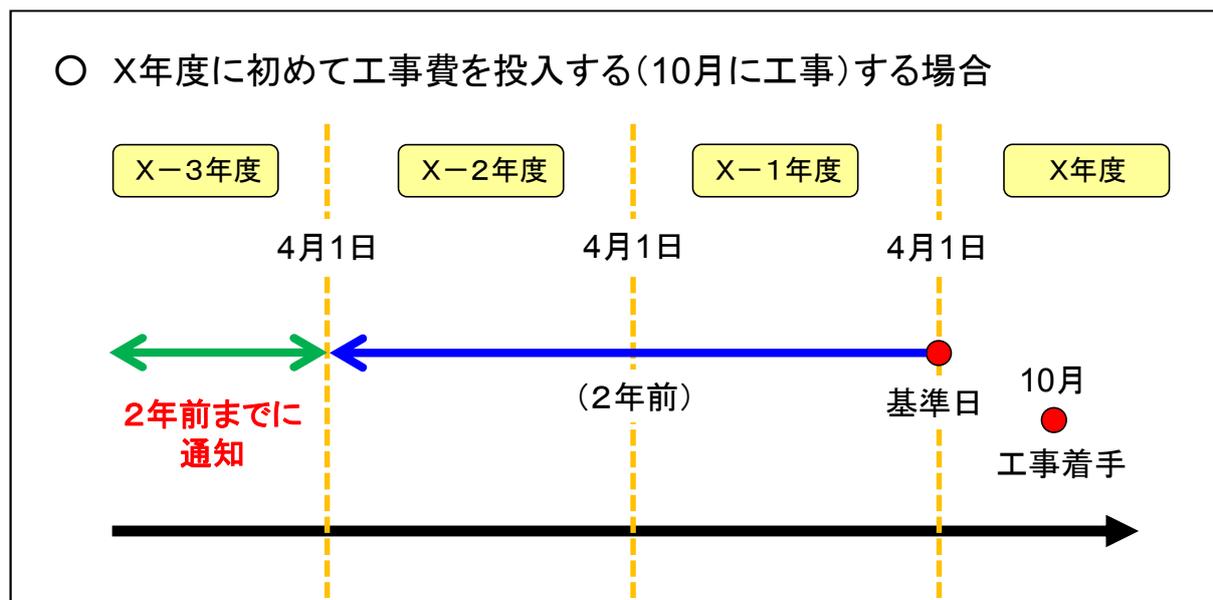
(3) 通達3(3)の「工事着手」の基準日は、当該事業区間において、初めて工事費を投入する年度の4月1日とし、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までの通知を行うに当たっては、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して通知を行うほか、文書により通知すること。

また、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事を実施する旨の通知がなされた以降に用地取得や事業進捗等の遅れにより計画に変更が生じ、関係事業者の予定に影響が生じることが確実となる場合、関係事業者に対して、改めて通知を行うこと。

なお、通達2(1)の「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」及び2(2)イの「都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業」については、事業実施者が、将来道路管理者と異なるため、事業実施者と関係事業者の事前協議の場等を活用して道路を掘削する工事を実施する旨の通知をすること。

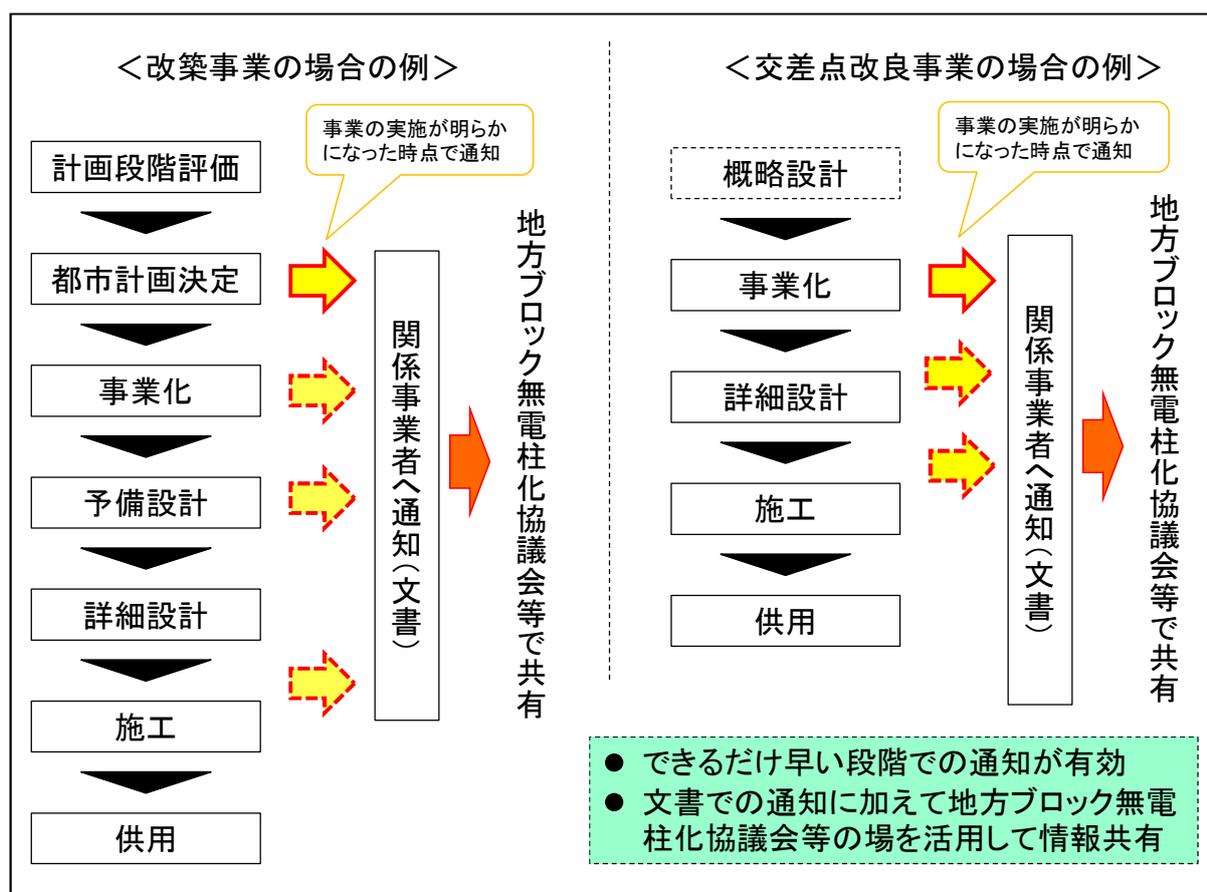
#### (1) 通知の方法、時期について

- ・ 工事着手の基準日の考え方を図-5 に示す。



[図-5 工事着手の基準日の考え方]

- ・通達3(3)による通知は、道路事業を実施する者から文書により関係事業者に対して行う。関係事業者へ通知する文書の様式の雛形を別紙1に示す。
- ・道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までに関係事業者に通知することとなっており、具体的には、予備設計に着手する段階で通知することが考えられるが、関係事業者に十分に準備のための時間を与えることが望ましいことから、道路事業を行う予定であることが明らかになった時点である都市計画決定や事業化がなされた段階で通知するなど、早めの通知が有効である。
- ・「工事着手の基準日」については、当該道路事業の事業箇所単位で判断するものとする。ただし、一つの事業箇所を複数の工区に分けて段階的に工事に着手する場合には、その工区単位で工事着手の基準日を判断する。
- ・また、関係事業者への文書による通知後、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して関係事業者へ通知し、事業の進捗状況等の情報の共有を図ることとする。情報共有の際には、対象となる事業を一覧にして示すことなどにより、事業の進捗が関係者全員で効率的に確認できるよう工夫することが望ましい。情報共有する際の様式の雛形を別紙2に示す。
- ・情報共有する時期のイメージを示す(図-6参照)。



[図-6 通知・情報共有のイメージ]

(2) 通知後の関係事業者との調整について

- ・関係者事業者へ通知後に、関係事業者と無電柱化の実施可否、実施時期、方法等について調整を開始し実施案をまとめる。
- ・道路管理者と関係事業者は、調整した実施案について、地方ブロック無電柱化協議会等の場で報告し、確認を得るものとする。
- ・通知後に工事着手までの相当の期間が経過した場合には、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して、道路管理者と関係事業者で当該事業の当面の工事予定等の情報共有を図る。
- ・道路事業及び無電柱化の施工にあたって、道路管理者と関係事業者が緊密に連携して効率的に事業を進めることが必要であり、例えば、予備設計時には、占用が想定される関係事業者と概ねの埋設位置等について調整し、詳細設計時に、埋設位置、地上機器の設置場所、工事の実施予定時期等について調整することが望ましい。
- ・工事発注後、道路管理者と関係事業者の双方が効率的に工事を実施できるよう、工事工程調整会議等を活用するなどにより工程等の調整を行うことが考えられる。

④構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所について  
[通達3(4)、事務連絡1(4)(5)関連]

通達

(4)(1)から(3)までに掲げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については、別途通知する。

事務連絡

(4) 通達3(4)の「改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所」とは、次のアからウまでに掲げる場所とする。

ア 道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所

イ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所

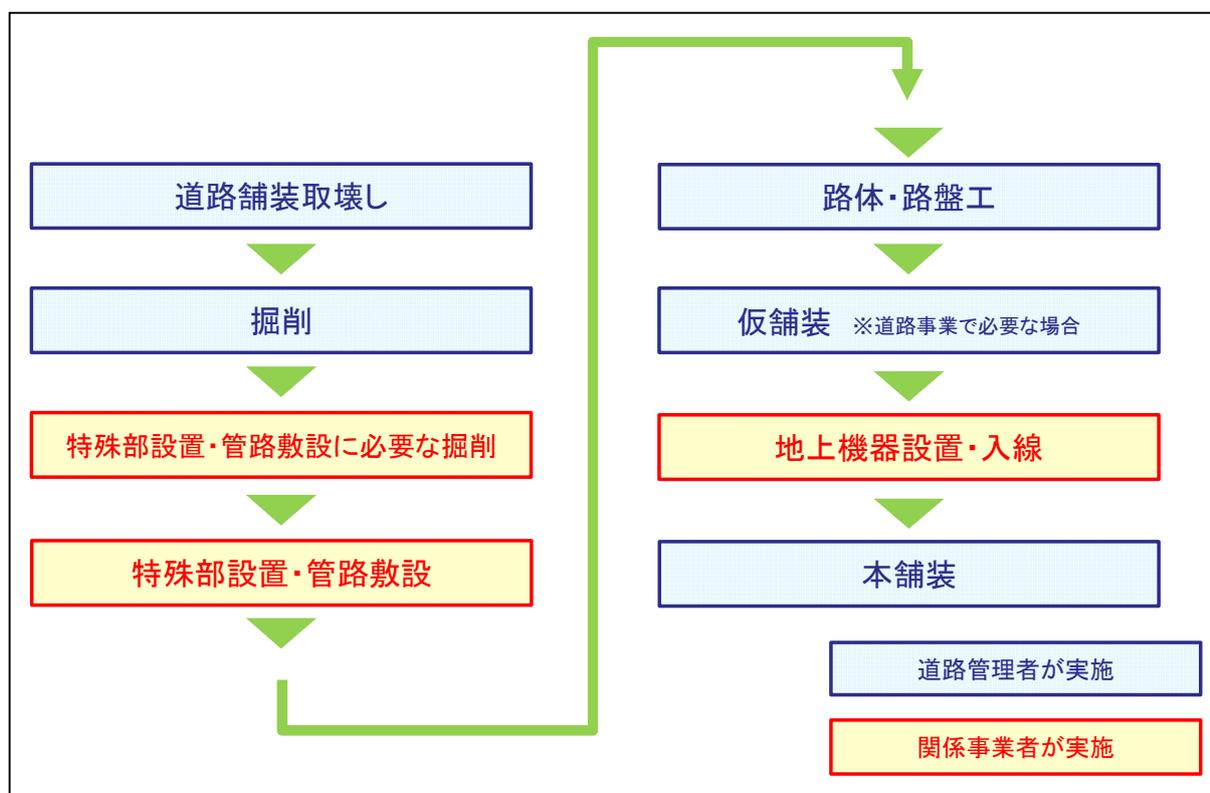
ウ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶え、緊急的に電柱の地上への設置により、当該サービスの供給を確保する必要がある場所

(5) (4)イに関して、大規模な移設工事を行えば電線を地中化する空間を確保することが可能な場所については、効率的に施工可能とはいえないため、(4)イに掲げる場所に該当するものとする。

- ・事務連絡1(4)イに示されている場所であっても、例えば、道路事業に伴い道路法第71条第2項第1号の規定に基づき「既に地下に埋設されている占用物件等の移転、除却」がなされることにより、無電柱化に必要な空間の確保が可能になるケースも考えられる。そのため、地中化の検討にあたっては、関係事業者のみならず、既に地下に埋設されている占用物件の管理者との調整も必要である。

### 3. 道路管理者と関係事業者の役割分担について

- ・道路事業に併せた無電柱化に要する費用は、関係事業者が負担することを基本として調整する。
- ・無電柱化の工事のうち、道路事業に必要な工事と重複する部分については道路管理者が実施することができるものとする。具体的な工事内容の例として、道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等があげられる（図-7 参照）。
- ・道路事業に必要な工事と重複する部分を道路管理者が施工することにより、事業期間の短縮やコスト削減等の効率化が図られる場合には、道路管理者が可能な範囲で積極的に負担するのが望ましい。



[図-7 役割分担の例（道路事業と重複する部分を道路管理者が行う場合）]

- ・関係事業者から求めがあり、道路管理者や地方公共団体において必要性が確認できる場合には、上記以外の負担方法、分担について検討する。
- ・設計・工事にあたっては、関係事業者と密に連携し調整を行うことにより、手戻り等を無くし、併せてコスト削減、事業期間短縮に努めるものとする。
- ・沿道地権者等との調整や、各々の工事に関する説明にあたっては、道路管理者と関係事業者が合同説明会を開催することや地元協議会を設置することなどにより、連携して取り組むことが望ましい。

#### 4. 施行者等との事前協議について [通達4(2)関連]

通達

(2) 施行者等との事前協議

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイに掲げる事業について、当該事業に係る工事の実施前の事前協議の段階から、施行者、開発事業者、関係事業者等  
に無電柱化の実施を求めること。

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業について、改正規則の施行日以前に当該事業に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であって、事業計画の内容、事業の進捗等を考慮し、事業計画の変更が困難であると認められるときは、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

- ・ 道路管理者が自ら道路事業を行う場合以外に、土地区画整理事業等の市街地開発事業等にて道路を建設し、将来的に道路管理者が管理を引き継ぐ場合についても、通達及び事務連絡は適用される。
- ・ 市街地開発事業等については、工事段階では道路区域として決定されていなくても、将来的には道路管理者となる場合が多いことから、工事の実施前の事前協議の段階で事業を実施することを把握した時点で、施行者、開発事業者、関係事業者等  
に無電柱化の実施を求めていくことが必要である。
- ・ また、市街地開発事業等について、事業実施者から将来道路管理者へ情報提供がなされたときには、地方ブロック無電柱化協議会等の場において、事業実施者から得られた市街地開発事業等に関する情報についても関係事業者と共有を図るものとする。